

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 福島県いわき市錦町四反田30番地
氏名 株式会社クレハ環境
代表取締役 並川 昌弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和4年8月2日
許可の有効期限 令和11年7月15日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分
収集及び運搬（積替え及び保管行為を含む。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

- (1) 施設の所在地
福島県いわき市錦町四反田39番
- (2) 積替え及び保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
裏面記載のとおり
- (3) 施設の面積及び保管上限
施設の面積：2.80m²
保管上限：2.70m³

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
裏面記載のとおり

【注意】
この許可証（写）は許可内容の開示及び
契約書添付を目的とし、
その他の用途による使用は無効とする。

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。

特別管理産業廃棄物の種類

ア 積替え及び保管行為を含まないもの

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物及び当該廃油を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物及び当該廃酸を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物及び当該廃アルカリを処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。）

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

廃水銀等（当該廃水銀等を処分するために処理したものを除く。）

燃え殻（特定有害産業廃棄物及び当該燃え殻を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。）

汚泥（特定有害産業廃棄物及び当該汚泥を処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。）

ばいじん（特定有害産業廃棄物及び当該ばいじんを処分するために処理したものであって有害物質を含むもの。）

以上10種類

注）特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は別紙1記載のとおり。

特定有害産業廃棄物を処分するために処理したものに係る有害物質の項目は別紙2記載のとおり。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る項目は別紙3記載のとおり。



イ 積替え及び保管行為を含むもの

廃酸（水銀又はその化合物を含むものであって、再生利用されるものに限る。）

廃アルカリ（水銀又はその化合物を含むものであって、再生利用されるものに限る。）

廃水銀等（当該廃水銀等を処分するために処理したものを除き、再生利用されるものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物を含むものであって、再生利用されるものに限る。）

以上4種類

許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 16日	新規許可	平成25年 7月 2日	変更許可
平成 7年10月 18日	変更許可	平成25年 9月 2日	変更許可
平成 9年 3月 28日	変更許可	平成27年 1月 28日	変更許可
平成13年 6月 25日	変更許可	平成27年 7月 16日	更新許可
平成14年 4月 2日	変更許可	平成28年 4月 1日	変更許可（廃水銀等の追加）
平成15年 7月 16日	更新許可	平成28年 8月 25日	変更許可
平成16年 9月 13日	変更許可		（ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち電気機器又はOFケーブルの追加）
平成19年 7月 31日	変更許可	令和 3年 7月 12日	変更届出
平成20年 7月 16日	更新許可		（積替え及び保管行為を行う施設の変更）
平成23年11月 28日	変更許可	令和 4年 4月 20日	変更届出（代表者の変更）
平成23年11月 28日	優良確認	令和 4年 8月 2日	更新許可

以下 余白

別紙1 特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

廃油

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上12項目

廃酸

(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上25項目

廃アルカリ

(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上25項目

燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6項目

汚泥

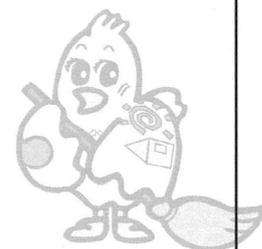
(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上24項目

ばいじん

(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上8項目



別紙2 特定有害産業廃棄物を処分するために処理したものに係る有害物質の項目

廃酸

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7項目

廃アルカリ

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7項目

燃え殻

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5項目

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6項目

ばいじん

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5項目

以下余白

廃ポリ塩化ビフェニル等（次の(1)及び(2)に掲げるものに限る。）

- (1) 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
- (2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（次の(1)から(5)までに掲げるものに限る。）

- (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (4) 金属くずのうち、当該金属くずに付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くずに付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (5) 陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物のうち（以下「陶磁器くず等」という。）、当該陶磁器くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が陶磁器くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

以下 余 白

